

# 入札制度の改正に係る説明会

- 次 第 -

- (1) 開会
- (2) 建設業支援のための各種補助金の活用について
- (3) 元請・下請取引の適正化について
- (4) 入札制度の改正等について
- (5) 質疑応答
- (6) 閉会

日 時	会 場
7月15日(金)午前10時～11時30分 7月15日(金)午後3時～4時30分 7月19日(火)午後2時～3時30分	とりぎん文化会館 梨花ホール 倉吉未来中心 大ホール 米子コンベンションセンター 多目的ホール
鳥取県県土整備部県土総務課 建設業担当 入札制度担当	〒680-8570 鳥取市東町1-220 (0857)26-7347,7454 FAX(0857)26-8190

# 鳥取県建設業合併経費補助金について（一部改正）

吸収合併以外の会社分割、事業譲渡、協同組合設立等も補助対象にします

平成23年4月

鳥取県県土整備部県土総務課

## 1 概要

経営基盤の強化を図るため企業合併等を行った建設事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

## 2 補助対象者

- ・ 存続企業が鳥取県入札参加資格（建設工事又は測量、建設コンサルタント等）を有し、本店が鳥取県にあること
- ・ 存続企業（事業承継企業等）は資本金2,000万円以上とする
- ・ 合併等は同業種又は新分野に進出しようとする異業種との合併等とする
- ・ 法人間に人的関係、資本関係が無いこと
- ・ 有効な経営事項審査を有すること（建設業者の場合）
- ・ 本補助金要綱施行日以降に合併等の契約締結を行ったこと

## 3 合併等とは

- ・ 会社合併 ・ 会社分割 ・ 事業譲渡 ・ 株式交換（移転）・ 共同事業のための組合等の設立（協同組合・協業組合・有限責任事業組合等）

上記の企業再編を行った企業のうち事業を承継した企業等が対象

## 4 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助率（補助金額）
合併等の契約締結日以降に発生する経費 合併等の会計処理にかかる経費 ・ 税理士報酬等 商業登記にかかる経費 ・ 登録免許税 ・ 司法書士報酬等 公告のための経費 ・ 公告掲載費、決算書掲載経費等 経営事項審査受審 ・ 行政書士報酬等（経審申請費は除く） 雇用保険合併等手続き ・ 社会保険労務士報酬	2分の1以内 （上限75万円）

\* 租税公課、消費税・地方消費税、建設業許可申請手数料、経営事項審査申請手数料は対象外とする。

## 5 提出期限 3月15日

## 6 問い合わせ窓口

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話（0857）26-7454

FAX（0857）26-8190

県土総務課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=151724>

# 鳥取県建設業離職者教育訓練給付事業について (給付対象：建設業離職者個人) 建設業離職後1年以内を3年以内に改正

平成23年6月  
鳥取県県土整備部県土総務課

公共事業が急激に減少し、建設業関係の離職者が増加、又は増加が見込まれることから、建設業関係の離職者の建設業以外の会社への正社員化を促進するために、正社員としての就労に意欲ある者が正社員を目指して資格取得のため民間教育訓練機関を利用した場合に必要な経費の一部を助成することとしています。

## 助成内容

建設業関係離職者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練（次のホームページから検索できます。[http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T\\_M\\_kensaku](http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku)）のうち建設業関係以外の教育訓練を受講し、修了した場合、当該教育訓練に要した経費（入学料、受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等の経費は除く。））に対し助成を行う。

### (1) 助成内容

経費の80%を助成します。ただし、6万円を限度とし、助成額が4千円以上となるものから対象となります。

### (2) 対象者

(一)に該当する者が、(二)の教育訓練を受講した場合に限ります。

#### (一) 次をすべて満たす者

県内に住所を有する者  
県内建設業関係会社に1年以上継続して正規雇用社員として働いていた者  
建設業関係会社を離職後3年以内に雇用保険法教育訓練の受講を開始した者  
で、本給付金の事前届出書提出時に正社員として勤務していない者（無職及びアルバイトは可）。

に係る雇用保険法教育訓練の教育訓練修了証明書を受領した者

#### (二) 次を満たす教育訓練

・主に建設業関係会社の就職のみに有利となる教育訓練以外の教育訓練（厚生労働大臣の指定する教育訓練）

## 申請手続き

助成を受けようとする場合には、**教育訓練を受講する前及び1月31日までに**鳥取県県土整備部県土総務課に申請書をしていただき、教育訓練終了後に助成金給付の実績報告書を提出していただくことになります。

## 問い合わせ先等

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県県土整備部県土総務課

電話：0857-26-7454

FAX：0857-26-8190

県土総務課ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=128989>）

## 平成23年度 鳥取県建設業専門家相談経費補助金について

### 1 概要

この制度は、平成22年10月に策定された「鳥取県建設業の経営活性化アクションプログラム」に基づき、本県の建設業者及び建設コンサルタント等が経営効率化や合併、新分野進出など様々な経営課題を解決するため、専門家による相談を受けた際に、その経費を補助することにより、建設業者及び建設コンサルタント等の経営課題解決への取り組みを促進することを目的としています。

### 2 募集期間

平成24年2月20日まで随時申請の受付を行います。予算の範囲内での助成となりますので、応募状況等により、希望に添えない場合があります。

### 3 用語の定義

#### (1) 建設業者

建設業許可を有し、鳥取県内に主たる営業所を有する者

#### (2) 建設コンサルタント等

鳥取県内に主たる営業所を有し、測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務のうち、いずれかの鳥取県測量等業務入札参加資格を有する者

### 4 補助対象者

経営活性化（経営分析、新事業展開、合併検討、再建計画策定、事業縮小等）のため鳥取県商工会連合会（各商工会産業支援センターを含む）、鳥取商工会議所、倉吉商工会議所、米子商工会議所、境港商工会議所、財団法人鳥取県産業振興機構のうち、いずれかの機関で経営相談を受け専門家派遣が有効であると判断された建設業者または建設コンサルタント等であること。

### 5 補助率等

#### (1) 補助率10/10（上限有り）

#### (2) 講師謝礼等については、県外45,000円/回、県内30,000円/回 原則3回まで

### 6 注意事項

**専門家相談は企業と専門家との契約になります。**

また、本制度は専門家相談が終了した後の実績にもとづいて補助金を企業にお支払いするものであり、謝金等は補助金交付よりも前に企業が直接専門家に支払っていただくこととなりますので御注意ください。

### 7 問い合わせ窓口

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話(0857)26-7454

FAX(0857)26-8190

中小・中堅  
建設業者の  
皆様へ

# 専門家による 経営相談です



## 建設企業のための 経営戦略アドバイザー事業

「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家が無料でアドバイスをを行います。

### 支援メニュー

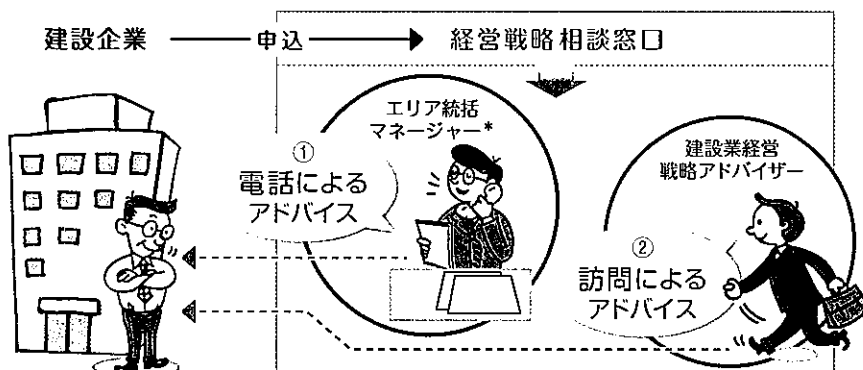
#### MENU1

#### 入口支援 (1企業あたり1回まで無料)

相談内容に応じて、「エリア統括マネージャー」が電話によるアドバイスをを行います。その上で、必要に応じて、「建設業経営戦略アドバイザー」を建設企業に派遣します。

新事業展開、事業承継、内部管理の効率化、企業再編・廃業、経営革新など建設業が抱える経営上の課題に幅広く対応して丁寧にアドバイスをを行います。

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。



\*経営戦略アドバイザーからブロックごとに選定。(全国11ブロック)

#### MENU2

#### 出口支援 (入口支援を実施した建設企業の中から選定)

特に新事業展開、企業再編・廃業に関しては、支援チームを組成し、目標達成まで継続的に支援します。

### 東日本大震災で被災した建設企業の皆様へ～専用のホットラインを開設します～

支援メニュー等の情報提供を行うとともに、エリア統括マネージャーに加え、弁護士が電話アドバイスをいたします。ご希望に応じて、建設業経営戦略アドバイザーを派遣することも可能です。

※震災関係の相談については、何回でも利用できます

## ご相談はこちらへ

<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>

(財)建設業振興基金 構造改善センター	TEL 03-5473-4572	FAX 03-5473-4594
国土交通省 北海道開発局 建設産業課	011-709-2311	011-738-0235
国土交通省 東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171	022-227-4459
国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課	048-601-3151	048-600-1921
国土交通省 北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571	025-280-8746
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572	052-953-8606
国土交通省 近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1141	06-6942-3913
国土交通省 中国地方整備局 計画・建設産業課	082-221-9231	082-511-6189
国土交通省 四国地方整備局 計画・建設産業課	087-851-8061	087-811-8414
国土交通省 九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331	092-476-3511
内閣府 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910	098-861-9926

東日本大震災 建設企業のためのホットライン ☎0120-292220 (平日10:00～17:00)

無料経営相談の  
申込は、裏面を  
ご利用ください。

経営相談をご希望の方は、下記申込書をご記入のうえFAXを送信ください。

03-5473-4594

FAX送信方向

建設企業のための経営戦略アドバイザー事業

# 経営相談申込書

経営戦略相談窓口 行

平成 年 月 日

相談申込者				
(ふりがな) 会社名 所在地	〒 —			
電話		FAX		
ご担当者		資本金	百万円	
売上高	百万円	許可区分	大臣・知事・許可なし	特定・一般
従業員数	人			

具体的な相談内容(簡潔にご記入ください)

本事業の利用について(重要)

本事業を利用するにあたっては、以下の事項についてご了承の上、お申込ください。

- ①当申込書のほかアドバイスに必要な個人及び企業情報は、本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはいたしません。
- ②本事業利用により、相談申込者に損害が生じても、国土交通省、(財)建設業振興基金、建設業経営戦略アドバイザー等の本事業実施関係者はその責任を一切負わないものとします。
- ③本事業の利用資格は、建設業法第二条第2項に規定する建設業を営む者で中小建設業者等です。

## 元請・下請契約の適正化について

県土総務課

建設工事の請負契約の当事者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。ところが合理的な根拠も示さないまま「八掛け」などの交渉が行われているとの指摘もあります。元請が取引上優越的な地位を利用して下請代金を不当に低くすることは建設業法で禁止されています。下請契約は書面で行い、具体的内容について両者が充分協議し、合意をした上で締結するようにしましょう。

### 不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

#### 【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合
- 元請負人が、契約を締結しない場合には今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆して、下請負人との従来取引価格を大幅に下回る額で、下請契約を締結した場合
- 元請負人が、下請代金の増額に応じることなく、下請負人に対し追加工事を施工させた場合
- 元請負人が、契約後に、取り決めた代金を一方的に減額した場合

### 鳥取県の下請保護対策

- ・鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領  
施行現場実態調査員が現場調査を行い、下請報告書の提出状況、下請契約書の作成状況等を調査。不適切な事実を確認した場合は期限を付して改善指導を行う。
- ・鳥取県建設工事下請取引等点検調査・指導要領  
元請下請双方から調査票の提出を受け、見積依頼方法、見積決定方法等について調査。調査の結果不適切な事例があった場合には改善指導等を行う。
- ・鳥取県低価格落札者経営診断指導要領  
県が発注する工事について低価格で受注し、または下請者に不当な低価格で発注した建設業者に対し経営診断の受診を指導をする。受診指導、改善指導等を受けている間は入札参加資格を保留する。
- ・下請代金等の支払いが遅延している建設業者の資格保留  
下請代金の支払いが6ヶ月以上遅延している場合などに入札参加資格を保留する。

# 1 総合評価競争入札について

詳しくは、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領をご覧ください。

## 【対象工事】

### 1 価格帯

予定価格が1,000万円以上の工事のうち、発注機関が対象工事を決定する。

### 2 対象外工事

次の各号のいずれかに掲げるものについては総合評価競争入札の対象外とする

- (1) 工事目的物を伴わないもの
- (2) 次に掲げる発注工種

PC、鋼橋、電気通信工事、機械器具設置工事、消防施設工事、土木解体、建築解体、内装一般、建具工事、水道施設工事、しゅんせつ工事、さく井工事、鋼構造物一般、屋根工事、石工事、ガラス工事、左官工事、清掃施設工事、大工工事、タイル等工事、畳工事、鉄筋工事、熱絶縁工事、板金工事、防水工事

- (3) (1),(2)に掲げるもののほか、発注機関が総合評価競争入札によることが適当でないと思つたもの

## 【評価方法】

### 1 計算式について

$$\text{評価点} = \text{入札価格点数} + \text{工事成績点数} + \text{施工能力点数}$$

\* 評価点数の一番高い社が落札者となります。(合計点は、小数点3位まで)

### 2 評価内容について

	入札価格点数	工事成績点数	施工能力点数
配点	60	20	21(14)

\* 営繕工事(建築系)については( )内の点数。下表についても同じ。

## 【採点項目と配点】

評価項目	入札価格点数	工事成績点数	施工能力点数									合計点(最高)
			配置技術者			会社能力		同種工事の工事成績	地域点	地域貢献度	施工体制減点項目	
			資格	CPDS	受注額	技術者	企業経営					
上限	60	20	2	1(0)	4	2	2	4(0)	4	2(0)	0	101(94)
下限	0	0	0.5	0	限度なし	0	0	0	0	0	限度なし	-

## 【入札価格点数の概要】

$$\text{入札価格点数} = 60 \times \frac{\text{最低応札額}}{\text{その者の入札額}}$$

端数処理について

(例)

$$60 \times \frac{\text{最低応札額}}{\text{その者の入札額}} = 57.398777 \dots \rightarrow 57.398 \text{ (小数点以下第4位以下切り捨て)}$$

この部分での端数処理はしない。

## 【工事成績点数の概要】

$$\text{工事成績点数} = 20 \times \frac{\text{その者の会社工事成績}}{\text{最高の者の会社工事成績}}$$

- (1) 端数処理について  
(例)

$$20 \times \frac{\text{その者の会社工事成績}}{\text{最高の者の会社工事成績}} = 19.26432\cdots \rightarrow 19.264 \text{ (小数点以下第4位以下切り捨て)}$$

この部分での端数処理はしない。

- (2) 会社工事成績点について

< 会社の工事成績: 同一工種の工事成績(県工事のみ)の平均 >

- ・過去6年: 建築一般、管工事、造園工事、とび等一般、アンカー工、塗装一般、交通安全施設、ほ装一般、
- ・過去5年: 該当なし
- ・過去4年: 電気工事
- ・過去3年: 土木一般、アスファルト、法面処理、区画線工、港湾工事

**実績のない会社は、工事成績の基準点である65点とする。**

(例: 平成23年度)

会社工事成績(集計対象)

工事成績対象期間	会社工事成績集計対象期間	算定方法
6カ年平均	完成検査日が 平成17年 1月1日から 平成22年12月31日まで	各年ごとに年平均の工事成績点を算出する。その年平均の工事成績点数を合計し、対象となる工事成績の存在する年数で割る。 * 各計算過程において小数点第2位以下を切り捨て
5カ年平均	完成検査日が 平成18年 1月1日から 平成22年12月31日まで	
4カ年平均	完成検査日が 平成19年 1月1日から 平成22年12月31日まで	
3カ年平均	完成検査日が 平成20年 1月1日から 平成22年12月31日まで	

## 【施工能力点数の採点方法の概要】

営繕工事(建築一般、管、電気)については、4及び6の評価項目は、対象としない。

### 1 配置技術者(3~0.5点)

- (1) 配置技術者資格について(2~0.5点)

現場に配置予定の主任技術者が保有している国家資格等により決められた数値。

建設業法第15条第2号イに該当する者(1級技術者) : 2点

建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって直ちに同法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者以外の者(2級技術者) : 1点

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技能者及び2級技術者以外の者(その他の技術者) : 0.5点

(例)

1級技術者(1級土木施工管理技士、技術士、1級建築士等)	:	2点
2級技術者(2級土木施工管理技士、2級建築士、1級技能士等)	:	1点
その他の技術者(2級技能士、実務経験者(10年)等)	:	0.5点

\* 配置予定技術者を2名記載する場合は、評価点数の低い者の点数とする。

なお、2,500万円未満の工事については、入札に参加した全ての業者に対して一律の1点を付与することとしている。

## (2) CPDS研修実績(1~0点)

対象工事に係る調達公告(土木一般、とび等一般、港湾工事、アスファルト、交通安全施設、法面処理(アンカー工を含む。)、ほ装一般に限る)の開札日前3ヶ月以内の日を証明日として発行されたCPDS学習履歴証明書(証明日前5年間の履歴の証明)により証明された配置予定技術者(\*)の取得単位数(ユニット)が30以上の場合 1点加点

注)配置予定技術者を2名記載する場合は、配置技術者資格の点数の低い者の取得単位数とする。

30ユニット未満の場合は入力が必要なし。

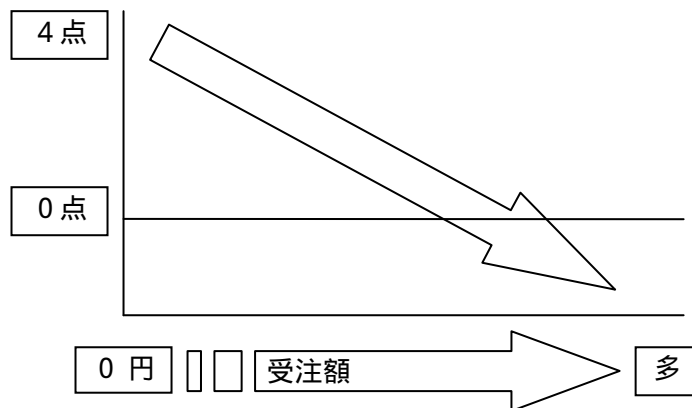
## 2 受注額点 = $4 \times (1 - \text{受注額} / (\text{生産指標額} \times k_1))$ (小数点以下3位以下切り捨て)

生産指標額:「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」の合計額の3年平均の額(複数の工種を有している者又は建設業以外の兼業売上がある者については、当該平均の額を総売上に対する各工種の完工高で按分した額)

$k_1$ :発注工種に応じ付表に定める数値

(注) 1 「受注額」は、開札日前日までに落札決定された額

2 下限値「0点」を設定しないで、マイナスまで算出。



## 3 会社能力(4~0点)

技術者点 =  $0.1 \times \text{技術者の数} \times k_2$  (小数点以下3位以下切り捨て)

技術者の数:各工種において主任技術者となることができる者の数から発注工種に応じ別表に定める数を控除した数

$k_2$ :発注工種に応じ別表に定める数値

(注)「技術者の数」は、開札日前日までに登録されている人数

(例:土木一般A級の場合)(係数まち、赤字の数字は改正前)

技術者保有人数(人)	6	...	20	...	45	46以上
評価対象人数(控除後)(人)	0	...	14	...	39	-
技術者点	0	...	0.71	...	1.98	2

企業経営点 = 0.2 × 企業経営点 × k<sub>3</sub> (小数点以下3位以下切り捨て)

企業経営点: 経営事項審査の総合評定値から、発注工種に応じ別表に定める数値を控除した数値

k<sub>3</sub>: 発注工種に応じ別表に定める数値

(例:土木一般A級の場合)

総合評定値	830	...	1000	...	1080	1081以上
対象総合評定値(控除後)	0	...	170	...	250	-
企業経営点	0	...	1.36	...	2	2

対象となる総合評定値について(調達公告日が平成23年度の場合)

平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間を審査基準日とするもの

注)平成22年10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者は取扱いが異なります。

#### 4 会社同種工事实績点

\* 調達公告において、入札参加者が提出した同種工事实績について、次表の左欄に応じ右欄に定める会社同種工事实績点とする。

工事成績(補正後)	会社同種工事实績点
85点以上	4点
80点以上85点未満	3点
75点以上80点未満	2点
70点以上75点未満	1点
70点未満	0点

鳥取県発注工事、国土交通省及び農林水産省等の発注工事のみ工事成績を認める。

以外の発注者である工事は、公募条件を満たす者として判断するが、評価点は0点

(例:調達公告抜粋)

入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	
		本店所在地	
		建設業許可	
		入札参加資格(格付)	
		総合点数	
		総合評定値(P)	
		同種工事实績	(例) 30,000立方メートル以上の切土工の工事(平成10年度以降に完成し、引渡しの完了しているものに限る。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
設計業務の受託者			
配置技術者の専任の要否			

ここにおいて過去の工事实績を公募条件としていた場合に評価対象とする。

## 5 地域点 (小数点以下3位以下切り捨て)

同一ブロック内 =  $0.6 \times (8 - x1 / 5) + 1$  (16キロ以上40キロ以下の場合)

ブロック外 =  $0.6 \times (8 - x1 / 5)$  (16キロ以上40キロ以下の場合)

x1: 応募者の本店と当該工事の現場との間の直線距離(キロメートル単位とし、小数点以下の端数は切り上げるものとする。)

(例)

工事現場からの距離(km)		0	…	10	…	15	…	20	…	40	41以上
距離評価点	同一ブロック内	4	…	4	…	4	…	3.4	…	1	1
	上記以外	3		3		3		2.4		0	0

注1 当該現場との間の直線距離が15キロメートル以下は同一ブロック内4点、ブロック外3点とする。41キロメートル以上は同一ブロック内1点、ブロック外0点とする。

注2 当該工事の施工場所が広範囲にわたり、現場の位置を限定するのが困難と認められるときは、全ての入札参加者について地域点を0点とします。

## 6 地域貢献度

- ・ 緊急応急対応・・・県、国又は市町村が発注した緊急又は応急対応(工事及び業務)で、災害等の初期活動において緊急かつ迅速な対応が不可欠であるとして、総合事務所長等が出動要請をしたもの 1点
- ・ 除雪業務・・・除雪業務の契約をした者(県、国又は市町村が発注したものに限り) 1点

(緊急応急対応、除雪業務とも過去1年間(1月1日~12月31日)の実績に加点。ただし、23年度に新たに対象となったもの(緊急応急対応に係る業務、国発注の除雪業務)については要綱改正後のものから評価対象とする。)

注) 本社が在する地域の工事を所管する総合事務所管内(港湾事務所及び空港管理事務所の所管区域は東部総合事務所の所管区域とみなす。)の建設工事の入札において加点

## 7 施工体制(点数に下限は設けない。)

入札参加資格停止の事由を限定せず、1月以上の入札参加資格停止を受けた場合には資格停止期間の2倍の期間で減点し、減点は資格停止の期間に応じて次のとおりとする。

資格停止 1~3月未満	1点
資格停止 3~6月未満	2点
資格停止 6月以上~	3点

## 【注意事項】

### 1 工事成績の移行措置について

【旧成績評定による工事成績評定点の取扱い】(\* 県工事のみ)

補正後の工事成績点 = 旧工事成績点 - 12点

なお、平成23年度以降における、指名選定に用いる工事成績及び平成23・24年度格付においても同じ取扱いとします。

### 2 総合評価競争入札時における失格基準について

以下の内容に該当した場合、評価点が最高点であっても失格者として取扱いますのでご注意ください。

- (1) 電子入札の応札時に入力した技術者資格、会社同種工事成績(工事成績点数)又はCPDSによる加点が、添付書類等で確認できない場合

- (2) 県に技術者として登録されている技術者数(入札参加資格申請時の申請書様式第4号に記載した者)と開札日前日に各入札参加者に所属している技術者数に相違がある場合  
県の入札参加資格の技術者数      入札日の前日に会社に属している技術者数      失格

**変更・削除されていない技術者があれば速やかに変更届(入札参加資格申請様式第15号)を提出してください。入札の2日前までに変更届を提出せず、技術者数の更新が行われないまま落札決定された場合は、落札決定を取消します。**

- (3) 失格基準に該当する価格で入札したとき(失格基準は非公表)

【参考】

別表第2

発注工種	等級	受注額		技術者数		企業経営	
		k 1	生産指標 額上限額 (千円)	k 2	控除人数	k 3	控除数値
土木一般	A	0.56	759,000	0.51	6	0.04	830
	B	0.47	324,000	1.05	1	0.05	660
	C	0.40	184,000	1.66	1	0.05	540
	D	0.19	110,000	4.00	1	0.03	290
建築一般	A	0.08	3,269,000	1.05	6	0.06	860
	B	0.02	1,847,000	2.22	2	0.06	700
	C	0.03	1,008,000	2.50	1	0.02	350
とび等一般	A	0.34	395,000	0.48	9	0.08	770
	B	0.11	335,000	0.68	1	0.04	630
	C	0.04	264,000	1.33	1	0.02	290
電気工事	A	0.14	979,000	1.66	4	0.11	800
	B	0.15	316,000	2.00	2	0.08	650
	C	0.07	98,000	2.85	1	0.04	500
管工事	A	0.13	698,000	1.00	7	0.06	800
	B	0.14	278,000	1.81	3	0.11	710
	C	0.02	526,000	2.22	1	0.02	350
アスファルト	A	0.70	146,000	0.62	8	0.09	790
	B	0.22	91,000	1.81	5	0.16	640
造園工事	A	0.01	1,280,000	1.53	3	0.05	640
	B	0.03	76,000	2.85	1	0.04	440
交通安全施設	-	0.14	268,000	0.57	1	0.01	290
法面処理(アンカー工を除く。)	-	0.83	121,000	0.40	1	0.02	380
アンカー工	-	0.10	777,000	0.47	5	0.02	690
ほ装一般	-	0.54	187,000	0.51	1	0.01	380
塗装一般	-	0.10	547,000	1.33	1	0.03	470
区画線工	-	0.68	111,000	2.00	3	0.03	470
港湾工事	-	1.00	475,000	0.35	5	0.01	290

(様式第2号)

同種工事实績調書

入札参加希望者の名称

項目		番号	1	2
工事名				
発注機関名				
施工場所				
請負金額				
工期				
受注形態				
工事の内容				
工事の規模・構造等				
工事成績	点数			
	結果通知日		平成 年 月 日	

鳥取県、国土交通省、又は農林水産省等発注工事に限りません。  
上記の工事实績が鳥取県、国土交通省、又は農林水産省等発注工事以外の場合は、記入しなくて良いです。

備考

- 1 工事名は、受注した工事名を記入すること。
- 2 発注機関名は、鳥取県 県土整備局、中国地方建設局 工事
- 3 請負金額は、最終的な請負額とし、百円単位を四捨五入して千円単位で記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。共同企業体の場合は、出資比率を( )内に%で記入すること。
- 5 工事内容は、同種工事に係る技術的特徴を有することが分かるように記入すること。
- 6 工事の規模・構造等は、同種工事に係る構造物の型式、施工延長、施工面積、施工量等について記入すること。

## 資料

### < 総合評価競争入札における技術者資格の入力方法について >

この度の制度改正に伴い、配置予定技術者の施工管理した工事成績の評価から、配置予定技術者の有する資格を評価することとなります。

総合評価競争入札の際、配置技術者が有する資格(例：1級土木施工管理技士)を選び、入力してください。

《入力例》

■受注者側入札書(1)画面(変更)

鳥取県 2011年06月27日 14時01分 CALS/EC 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検索機能 説明書

企業名称 (株)〇〇〇〇建設

企業名称

氏名 代表 十郎

<連絡先>

商号(連絡先名称) テスト部

氏名 テスト 太郎

住所 鳥取県鳥取市

電話番号 00-0000-0000

E-Mail test@test.com

課税免税別  課税  免税

<ビ番号(3桁)>

配置技術者(1) 資格 CPDSユニット数

配置技術者(2) 資格 CPDSユニット数

同種工事工事成績

CPDSユニット数は、発注工種が土木一般、とび等一般、港湾、交通安全施設、法面地盤、アスファルト及び舗装一般であって、配置技術者の専任を要する工事(予定価格が2,500万円以上の工事)の場合のみ入力

<配置技術者等の入力方法>

1 配置技術者 資格は、配置技術者が有している国家資格等を入力してください。

<採点方法>

1級(2点) : 1級土木施工管理技士、技術士等  
2級(1点) : 2級土木施工管理技士、1級技能士等  
その他(0.5点) : 2級技能士、実務経験者等  
注) 予定価格が2,500万円未満の工事は、全ての応募者が1点となります。

2 同種工事工事成績は、同種工事成績が条件となっている時のみ入力してください。

3 CPDSユニット数は証明書に記載された配置技術者の取得ユニット数を入力してください。

<注意点>

1 入力した点数に不備がある場合は失格となることがありますので、入力する際はご注意ください。

2 補正すべき工事等に係る情報はこちらを参照してください。

提出内容確認 戻る